

# 平成25年度事業計画

平成25年度保土ヶ谷区社会福祉協議会は、「保土ヶ谷区地域福祉活動計画」と一体的に策定した第2期保土ヶ谷区地域福祉保健計画（保土ヶ谷ほっとなまちづくり）の理念である「誰もが安心して暮らせる つながり 支えあいのあるまち ほどがや」の実現に向けて、その推進に取り組みます。

また、推進にあたっては従来に増して次のことを基本に取り組み、より信頼される区社協を目指します。

- I 地区社協等における小地域福祉活動を積極的に支援します。
- II 住民主体・住民目線を大切にします。
- III 法令遵守や苦情解決の充実を図ります。
- IV 地区社協、地区民児協、地区連合町内会、福祉施設、ボランティア団体等と協働・連携して、各種事業を行い第2期保土ヶ谷区地域福祉保健計画の推進を図ります。
- V 地域ケアプラザと連携をより強化し、互いの役割分担を活かした小地域支援を行います。

## 事業の内容 ★新規 ☆拡充 ◎転換

### 1 住民による地域福祉活動の支援

#### (1) 地区社協活動の支援

職員の地区担当制や地域との関わりの実践記録、地区情報シート作成、データ更新により、地区社協の活動を支援し、活性化を図ります。

また、各種助成金による活動費の支援を行います。

- ・地区社協活動運営費・事業費の交付（1地区5万円）
- ・地区社協への世帯賛助会費の還元（各地区実績の60%）
- ・福祉講座開催の助成（1地区3万円）
- ・広報紙発行の助成（1地区5万円）
- ・地区別計画推進助成金
- ・重点地区社会福祉協議会モデル事業の実施

#### (2) 地区社協出張実務者会議（全地区）★新規

24年度モデルとして6地区実施したこの会議の目的は全体研修から地区に伺い実情を聞きながら、「区社協が地区社協に期待する事業・運営像」「地区社協が区社協に求める支援」を明確にすることで実態に則した効果的な地区社協支援に繋がっていきます。

#### (3) 地域ケアプラザとの連携 ◎転換

地域福祉で住民に一番身近な存在の地域ケアプラザと連携し、小地域支援を強化します。地域ケアプラザ、区社協の持っている地域情報の共有化。福祉教育、権利擁護事業啓発、障がい児余暇支援を相互協力していく中で地域展開をはかります。そのために、既存の地域ケアプラザコーディネーター連絡会、研修の開催、所長会

への参画はもとより、区社協の地域担当者、管理職で小地域支援の具体的支援をケアプラザと組織的に話し合える場の設定をします。

#### (4) 住民福祉活動の推進 ☆新規

重点目標Ⅴにある小地域支援を進めていくため、新たに住民福祉活動推進担当職員を配置します。担当職員は地域で展開している既存の事業を活用しながら地域に出て次の取り組みを地区社協、ケアプラザ、民生委員・児童委員と協働して進めていきます。

- ①住民による要援護者とニーズ把握の仕組みづくり
- ②住民同士、住民と支援機関による情報共有、解決検討の仕組みづくり

#### (5) ボランティア活動や福祉活動の支援 ◎転換

支援を必要とする高齢者・障がい児者等へのボランティア活動や、子育てを支援するグループ活動など、住民主体型の在宅福祉サービス活動を支援します。

また、食事サービス連絡会、ミニデイサービス連絡会と共催で、在宅福祉グループが共通で必要とするテーマに関する研修を行います。

#### (6) ボランティアセンターの運営

ボランティアの登録・相談、情報の収集・提供、各種講座等の開催などボランティアの発掘・養成を行います。コーディネーターのスキルアップを図り、利用者の利便性の向上を目指します。

また、センターの運営の充実、情報の収集・発信などボランティア活動の支援を進めます。

ボランティアセンター運営委員会では、ボランティアセンター運営の活性化および善意銀行預託金の公正な配分を行います。

#### (7) あったかほ도가や助成金の配分

区内で活動する地区社協、障がい児者団体、ボランティア・市民活動団体等が地域福祉の推進を目的に行う事業に対して「あったかほ도가や助成金」により助成し、活動の支援をします。配分の決定については、より公平性・透明性を確保するために、「あったかほ도가や助成金審査会」において審査を行います。

#### (8) 保土ヶ谷区地域福祉保健計画（ほとなまちづくり）地区別計画の推進支援

平成23年度よりスタートした第2期保土ヶ谷区地域福祉保健計画～ほ도가やほとなまちづくり～が3年目になります。この計画は区の全体計画と地区別計画で構成されています。本会としても小地域活動推進のため、地域ケアプラザや区役所と連携した支援チームとして、地区別計画の推進支援を行います。

- ・地区別計画推進助成金【再掲】
- ・地区懇談会他への参加
- ・ほとなまちづくり推進会議への参画

## 2 福祉の担い手の発掘・育成

### (1) 地域活動への参加を呼びかけ、活動を促すための情報発信

ボランティア団体・地域活動団体・福祉施設等の状況や活動者受入の状況など、最新情報の収集・管理に努め、活動に必要な情報を常時発信します。

なお、「社協ほ도가や」「ボランティア情報」発行にあたっては区民に見やすい紙面を意識しながら、年2回の発行で区社協の福祉情報発信に力を入れます。

- ① 「社協ほ도가や」の発行（9月・3月頃の年2回）
- ② 「ボランティア情報」の発行（9月・3月頃の年2回）
- ③ 「ほ도가やボラセンだより」の発行  
（7月・11月・3月頃の年3回、ボランティア登録者等へ送付）
- ④ 拠点内の壁面に設置している「ボランティアセンター情報掲示板」を活用し、さまざまな福祉情報を掲示します。
- ④ ホームページの更新頻度を高め、最新の情報提供を行います。
- ⑤ ほ도가やパソボラ、地域ケアプラザとの協働で地域情報のホームページ「ほっとなタウンマップ」を運営し、地域情報の一層の充実に努めます。

### (2) 第31回社会福祉大会の開催

保土ヶ谷区役所との共催により講演会、福祉功績者の表彰、福祉作品展、福祉バザー等をとおして福祉の啓発に取り組みます。

- ・開催予定日 平成25年12月14日（土）午後、保土ヶ谷公会堂

### (3) ボランティア講座等の開催

各種のボランティア研修・講座の開催によりボランティア活動者の拡大を図ります。ボランティア活動者だけでなく、ボランティアを受け入れる側の研修も開催し、円滑なボランティアコーディネートを目指します。

また、余暇活動支援事業でのボランティア募集や、夏休みに中高生対象の講座を開催し、学生ボランティアを育成します。

- ・精神保健福祉ボランティア講座
- ・ちょっとだけボランティア2013夏（中高生対象、福祉教育講座）
- ・音声訳ボランティア入門講座
- ・ボランティアミニ体験講座
- ・子育て応援ボランティア講座
- ・ボランティアセンター登録ボランティア交流会
- ・手話ボランティア講座
- ・ボランティア受入担当者研修
- ・区民まつりにおける高齢者疑似体験ミニ講座

### (4) 企業の福祉貢献活動への支援

福祉活動に関する情報提供、講師の派遣・調整を行います。

## (5) 地域における福祉教育の推進

学校や地域での福祉体験・学習の開催を促すとともに、企画や講師などの派遣についてコーディネートを行います。また、必要に応じて、車椅子やアイマスクなどを貸し出します。

区内小中高の先生を対象に、「先生向けのボランティア講座」を実施します。

また、学校への福祉教育ニュースを発行し、福祉教育プログラムの事例、相談方法を紹介し、学校が福祉教育に取り組みやすくなるための情報提供も行っていきます。

## (6) 区ボランティア連絡会及びボランティアグループとの連携・支援

保土ケ谷区内で活動するボランティアグループが情報交換、研修会、講座の開催等を目的とするボランティア連絡会の実施を支援します。ボランティアグループ等への情報提供や活動支援と合わせボランティア連絡会との連携・協働による取り組みを行います。

また、市民活動支援センターアワーズ、子育て支援拠点こっころと定期的な会議を持ち、福祉保健分野以外のボランティアグループとの連携にも努めます。

# 3 支援を必要とする人への自立・生活支援

## (1) 外出支援・送迎サービス事業の実施

道路運送法による登録に基づき、外出の困難な高齢者・障がい者等を対象に、地域の運転ボランティアによる送迎サービスを実施します。また、事故防止、安全運行のための安全運転講習会や送迎ボランティア交流会を通しボランティアの定着を図ります。

## (2) あんしんセンター事業の実施

日常的な金銭や財産関係書類の管理に不安がある高齢者や障がいのある方を対象に金銭管理等の相談に応じ、契約に基づいてサービスを実施します。

あんしんセンター事業の相談機能を充実させるとともに、地域包括支援センターと連携して講演会や地区民児協への出張説明会を行うなど、権利擁護事業の周知を充実させ、新規利用契約に努めます。

## (3) 子育て支援 ◎転換

### ①子育てサポートシステム事業

子どもを預かってほしい人と子どもを預かる人に会員登録をしていただき、条件の合う近隣の人との出会いをサポートし、地域ぐるみの子育て支援を目指します。

この事業は、「子育て支援拠点こっころ」へ10月に移管します。移管後も会員にスムーズな利用ができるように準備をしていきます。

### ②子育て支援連絡会への参加

### ③子育て支援拠点、地域子育て支援団体との連携

### ④子育て応援ボランティア講座（再掲）

#### (4) 学齢障がい児余暇活動支援事業の地域展開 ◎転換

障がい児の外出の機会を提供するために、夏休みなどの長期休暇中の障がい児を対象にした余暇活動支援事業「この指とまれ」（ボランティアグループ飛行船との共催）の実施、「ほっとフレンズ」（区内地域ケアプラザ合同事業）の支援を行います。

また、今年度からは、長期休暇だけでなく、放課後支援も視野に入れ、日常生活圏で余暇、居場所を確保していける地域展開を地区社協・ケアプラザ・当事者・NPOと連携して実施していきます。

#### (5) 当事者団体等の支援

障がい者団体等への助成・情報提供、地区社協・区地域自立支援協議会・区作業所等連絡会・障害者支援センター・区役所等との連携により、障がい者福祉の向上を目指します。また、関係機関と連携・協力し、当事者の生活を支えるため活動に取り組みます。

#### (6) 障害者週間キャンペーンの実施

12月の障害者週間に障がい児者福祉の理解と関心を促進するため、障がい者団体、地域作業所等障がい者施設や、ボランティア、学校と連携して街頭キャンペーンを実施します。

実施時期：障害者週間の12月3日～9日のうち1日程度。

実施場所：保土ヶ谷駅、かるがも・保土ヶ谷区役所周辺、イオン天王町を予定

#### (7) 災害ボランティアネットワークの運営

災害ボランティアネットワークは地域防災拠点、ボランティア連絡会などの関係機関・団体、個人会員で構成されています。発災時にボランティアの受け入れや依頼の調整等の活動ができるように、日頃より運営委員会や各種研修会を開催します。また関係団体と協力しながら災害時要援護者対策に取り組みます。

災害ボランティアネットワークの事務局を、区役所と共同で担います。

活動や参加の周知のため、区民まつりやホームページ等を通じた広報啓発を図ります。

#### (8) 要援護者・低所得者の支援

##### ①各種資金の貸付

低所得世帯、障がい者や日常生活上療養また介護を必要とする高齢者のいる世帯などに対し、資金の貸付と必要な援助を行うことにより、その世帯の生活の安定と経済的自立を図ります。

##### ②小災害被災世帯への見舞金給付

保土ヶ谷区内に居住している方が災害にあわれたとき、見舞金を支払います。

##### ③交通遺児世帯への見舞金・激励金等の給付

##### ④行旅病人に対する援護

## 4 区社協の組織・体制の強化等

### (1) 体制強化と人材育成の取り組み

福祉ニーズの把握による既存事業の整理と新規事業に関して検討します。また、新規取引先の開拓により経費の削減を図ります。

事務手順を整備し効率的な事務局運営を行います。さらには、職員の社会性・専門性の向上のため、職場内研修を実施するとともに、外部研修への職員派遣を行います。

### (2) 組織の充実

理事会・評議員会・各部会・分科会の開催により会員相互の情報交換の場を設けます。また、区社協会員拡充取組指針に基づき広く会員拡充に取り組むとともに、会員への様々な情報提供に努めます。

### (3) 財政基盤の強化

広報媒体を利用した「社協ほどがや」の配布、ホームページの活用などにより、社会福祉協議会や賛助会費制度について幅広く周知し、新規の会員、賛助会員を獲得します。

また、あったかほどがや助成金の助成団体に対して共同募金運動への協力を呼びかけるとともに、区内企業等へ善意銀行の趣旨について案内し、寄付金の増加を目指します。

### (4) 苦情解決・情報公開体制の充実

苦情に対しては苦情解決規則に基づき迅速に対応し、利用者が安心できる環境を整備します。また、苦情内容とその対応について、掲示やホームページなどを活用して利用者の方へ積極的に公表します。

また、区社協運営の透明性を確保し、区民の理解と信頼を増進させるため、情報の公開に関する規程に則り、積極的に情報公開を行います。

### (5) 相談しやすい環境の整備

窓口には常に職員を配置し、来館者に対してすぐに対応します。また、「ご意見箱」や窓口での相談や要望に対して、その内容を分析・検討し、相談しやすい環境を整備します。

### (6) 福祉関係5団体の事務局運営

県共同募金会区支会、日本赤十字社区地区委員会、保護司会、更生保護女性会、遺族会の事務局として、各団体の自主的な運営を支援するとともに、団体との連携により地域福祉を推進します。

## 5 福祉保健活動拠点の運営

区福祉保健活動拠点の利用を促進するとともに、適正な管理・運営を図ります。  
また、かるがも内の他法人との連携・協働に努めます。

利用者の意向を尊重した運営を行うため、満足度アンケートの実施、利用調整会議の開催、ご意見箱の設置をします。

### 【指定管理期間】

平成23年4月1日から平成28年3月31日まで

### 【開館日時】

|            |           |
|------------|-----------|
| 月曜日から土曜日まで | 9時から21時まで |
| 日曜日・祝日     | 9時から17時まで |